

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年1月16日～2020年1月22日)

令和2年(2020年)1月24日

H E A D L I N E S

政治

司法制度改革に関する法改正をめぐる動き
国家選挙委員会委員の任命
最高裁判所、新たな全国裁判所評議会の選出した判事の審理参加を認めない方針を発表
アンジェイチャク統合参謀長、第182回NATO軍事委員会に出席
2020年国防予算案
ヴェニス委員会、上院で審議中の司法制度改革関連法の否決を勧告する意見書を発出
F-35戦闘機の調達合意に関する状況
チャプトヴィチ外相のリトアニア訪問
シュテルスキ国務次官及びソロフ国家安全保障局(BBN)長官の訪米
モラヴィエツキ首相の訪日
シマンスキ首相府大臣、ワイマール・トライアングル欧州問題担当大臣会合に出席
ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相が世界経済フォーラムに出席

治安等

2019年の交通安全統計
爆発物設置犯の拘束
テロ警戒レベルの引上げ
中東系不法移民の摘発
ロシア情報機関との関係が指摘される人道支援団体に関する捜査
公安庁長官の交代
アフガニスタン人不法移民の摘発

経済

「公正な移行メカニズム」に関するモラヴィエツキ首相発言
気候とエネルギーのバランスに関するドゥダ大統領発言
12月のコア・インフレ率
滞在許可証発給状況
50万人以上のポーランド人がEU離脱後も英国居住を希望
新中央空港関連動向
国有企業の監督省庁及び担当に関する動向
2019年の海外直接投資
日本企業の進出に係る動向
デジタル課税に関する動向
華為技術の動向
鉄道投資関連動向
太陽光発電の増加
再生可能エネルギーのシェアが増加
原油調達に関する動向
バイオプラスチック研究関連動向

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

司法制度改革に関する法改正をめぐる動き【17日、23日】

17日、上院は、昨年12月に下院で可決された普通裁判所制度法改正案及び最高裁判所法改正案の審議を行い、投票の結果、賛成51票、反対48票で同法案は否決され、下院に差し戻された。23日、下院は、差し戻された両改正案に対する再投票を行い、賛成234票、反対211票、棄権9票で同法案を再可決し、大統領に送付した。

国家選挙委員会委員の任命【20日】

20日、ドゥダ大統領は、新たな国家選挙委員会(PKW)委員を任命した。PKWは9名の委員から構成され、以前は最高裁判所、最高行政裁判所及び憲法法院が各3名の委員を選出していたが、2017年12月の法改正により、今回から最高行政裁判所及び憲法法院が各1名を選出し、残りの7名を下院で選出する(ただし下院の最大政党が選出可能な委員数

を3名に制限)方式となっている。

最高裁判所、新たな全国裁判所評議会の選出した判事の審理参加を認めない方針を発表【23日】

23日、最高裁判所の民事部、刑事部及び労働・社会保障部は、新たな全国裁判所評議会(KRS)により選出された判事の審理参加の合法性に関する審議を行い、同日、これらの判事の参加する審理は正当ではないとする決議を発表し、該当判事の判決への参加を認めない方針を示した。本決議では、同決議の前に該当判事の下した判決については影響を及ぼさないとする一方、最高裁判所規律部による判決については、判決日に関係なく同決議の内容が適応されるとしている。本問題に関しては、22日、ヴィテク下院議長が憲法法院に対し、下院と最高裁判所の権限範囲をめぐる問題の解決を要請しており、プシウェンプスル憲法法院長官は、同要請の審理のため、最高裁判所による審議実施の延期を求めている。

外交・安全保障

アンジェイチャク統合参謀長、第182回NATO軍事委員会に出席【14日－15日】

14日－15日、アンジェイチャク統合参謀長は、ブリュッセルで行われた第182回NATO軍事委員会に出席した。ポーランドはNATOの即応構想を支持しており、欧州及び世界の現在の脅威に対応する政策に参加している。同委員会では、海外任務及び東欧におけるNATOの軍事プレゼンスについて議論が行われた。同参謀長は、ポーランドの構想及びバルト三国との協力を進めることは、地域におけるNATOの防衛能力を形成するという観点で極めて重要であると強調した。第2日目となる15日には、作戦連合軍最高司令官の責任の強化、南欧州におけるNATOの軍事関与及びジョージアの状況について議論が行われた。同委員会の開催中、同参謀長は、米統合参謀議長、リトアニア軍参謀長及びウクライナ軍参謀長とそれぞれ二国間協議を行った。また、ポーランド、ドイツ及びデンマーク軍参謀長による、NATO北東多国籍軍団(シチェン所在)の編成に関する確認合意書への署名が行われた。

2020年国防予算案【15日】

15日、国防省は下院国防委員会において、2020年国防予算案を報告した。同予算案によると金額は約499億9,700万ズロチ(約1.5兆円)、昨年比11.3%増加させ、GDPに占める国防費も2%を超えた状態となる。41億5,000万ズロチが陸軍へ、18億ズロチが空軍へ、7億3,700万ズロチが海軍へ、

6億8,900万ズロチが領域防衛軍へ、そして4億2,000万ズロチが特殊部隊へ配分される。また、134億1,300万ズロチは、装備の近代化(F-35戦闘機、C-130輸送機、空対地誘導ミサイル、短・中距離空対空誘導ミサイル、F-16、暗視装置、IT関連装備等)に費やされることとなる。2020年末には、1万1,500名のポーランド軍兵士と2万9,000名の領域防衛軍の兵士の数に規模を拡大されることが見込まれている。

ヴェニス委員会、上院で審議中の司法制度改革関連法の否決を勧告する意見書を発出【16日】

16日、前週にグロツキ上院議長の招待でポーランドを訪問していた欧州評議会ヴェニス委員会は、上院で審議中であった普通裁判所制度法及び最高裁判所法改正案に関し、上院が否決するよう勧告する意見書を発出した。また、欧州議会は同日、欧州委及び欧州理事会に対し、ポーランド及びハンガリーにおいてEUの価値を侵害するリスクを除去するための措置を執るよう求め、欧州委は17日、同意見書に基づく行動を望む旨の声明を発出した。

F-35戦闘機の調達合意に関する状況【16日】

16日、プワシュチャク国防相は、インタビューに答え、F-35戦闘機の交渉は終わりに近づいているが、若干の小さな解決すべき問題が残されていると述べた。また、同国防相は、依然として1月末の時点で同戦闘機32機の調達合意は署名されることになること

を認めた。2020年中にロッキードマーティン社は、様々な国に対して同戦闘機141機を供給する計画である。同機は、世界の21の基地に展開している。

チャプトヴィチ外相のリトアニア訪問【16－17日】

16－17日、チャプトヴィチ外相はリトアニアを訪問し、スクバルネリス・リトアニア首相、リンケビチュス同外相等と、二国間関係、経済協力、インフラ、安全保障、リトアニアにおけるポーランド人少数派の権利実現等につき協議した他、大西洋両岸関係を促進する非公式会合である第14回スノー・ミーティングに出席した。

シュテルスキ國務次官及びソロフ国家安全保障局(BBN)長官の訪米【17日】

17日、シュテルスキ大統領府國務次官及びソロフBBN長官が訪米し、オブライエン大統領補佐官(政治・国防問題担当)と初の協議を行った。同協議においては、NATOの共同訓練及びF-35戦闘機の調達を含め、ポーランド軍の装備の近代化計画における米国との協力を焦点に議論が行われた。また、米国側は、現在の中東情勢に対する評価についてポーランド側に説明した。

モラヴィエツキ首相の訪日【20－21日】

20日、モラヴィエツキ首相は、経団連との会談において、ポーランドはEU及び世界で最もダイナミックな経済成長を行っている国の一つとして、経済協力を発展させていきたいと述べた。同首相はまた、日本やポーランドのような堅実な経済国は、責任ある政治の下で不利な状況下でも対処しているとし、EU最大の国の一つとして、ポーランドは欧州大陸の東西及び南北のハブとして、また外国投資先として最

適の場所であると述べた。また、21日、同首相は、投資・貿易庁(PAIIH)が主催する、先端技術、インフラ、エネルギー等に関するポーランド及び日本の企業家との3つのセミナーに出席した。同首相は、ポーランドを経済面において世界で最も活発な国の一つとして紹介し、ポーランドに更なる投資を呼び込み、新たな雇用を創出すると述べた。同首相はこの他、秋篠宮皇嗣同妃両殿下及び安倍晋三総理大臣にも面会し、総理大臣主催晩餐会に出席した。同首相は、両国は、政治分野において、地域における地政学的緊張を緩和させる上で相互協力が可能であり、世界の平和と安全の主たる保障者である米国という共通の同盟国を有していると述べた。

シマンスキ首相府大臣、ワイマール・トライアングル欧州問題担当大臣会合に出席【21日】

21日、フランスで開催されたワイマール・トライアングル欧州問題担当大臣会合に、シマンスキ首相府大臣(欧州問題担当)が出席し、モンシャラン仏欧州・外務大臣付欧州問題担当長官及びロート独外務担当國務大臣と、EUの強化、気候変動、欧州単一市場、EU拡大等について協議し、共同声明を発出した。

ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相が世界経済フォーラムに出席【21－23日】

21－23日、ドゥダ大統領は、スイス・ダヴォスを訪問し、世界経済フォーラムに出席し、気候変動、エネルギー政策について発言した他、技術のハブとしてのポーランドの役割は今後数年でさらに増大すると述べた。また、モラヴィエツキ首相も22日、同フォーラムに出席し、様々な投資家と意見交換を行った。

治 安 等

2019年の交通安全統計【16日】

国家警察本部によると、2019年中のポーランド国内での交通事故発生件数は31,674件で、前年比約1,400件減であったが、同年中の交通事故死者数は2,905人で前年比44人増となった。死亡事故の主要因はスピードの出し過ぎとされ、死亡事故が多いのは、マゾヴィエツキエ県、ヴィエルコ・ポルスキエ県、ウツキエ県等で、郊外での死亡事故発生率が高い。政府は、2019年末から交通事故死亡率引き下げを目的に各種対策を本格化させており、都市部の制限速度の50キロへの引き下げ、郊外での50キロ以上の速度超過での免許取消し等が導入された。

爆発物設置犯の拘束【18日】

18日深夜3時頃、シロンスキエ県ミコウフの民家のバルコニーで、バックパックに詰められた爆発物が爆発した。同民家には子連れの家族4人が居住し

ていたが、負傷者等はなかった。警察の捜査の結果、同爆発物の製造等に関わった疑いで5人が拘束された。動機については現在捜査が進められているが、警察は、金銭トラブルの可能性を示唆している。

テロ警戒レベルの引上げ【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、1月23日～同29日までの間、マウオポルスキエ県のテロ警戒レベルをBRAVO(全4段階の警戒レベルの第2段階)に、その他国内地域のテロ警戒レベル及びサイバー空間上のテロ脅威レベル(CRP)をALFA(全4段階の警戒レベルの第1段階)にそれぞれ引き上げることを決定した。同措置は、27日にアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所跡で、同収容所からの生還者らが出席して収容所解放75周年記念式典が開催されることに起因したもので、過去にポーランド国内でCOP24等の国際会議が開催された際も、対テロ法に基

づき、同様の措置が執られている。脅威度の上げは予防的措置で、マウオポルスキエ県に設定されたBRAVOでは、重要インフラや公共交通機関における警備が強化される。

中東系不法移民の摘発【21日】

国境警備隊及び警察は、シロンスキエ県チェホヴィツェ・ジェジツェで、トラックの荷台に潜んで密入国したトルコ人、シリア人、イラク人計6人を拘束した。6人の最終目的地はドイツで、密入国あっせん業者の手引きでルーマニアから密入国し、ドイツ到着後に業者に約1,500ユーロを支払う計画だったとされる。

ロシア情報機関との関係が指摘される人道支援団体に関する捜査【21日】

公安庁(ABW)は、ウクライナ人女性・ルドミワ・コズウォフスカの運営する人道支援団体・公開対話財団に関し、ロシアのハイブリッド戦に関与した疑いで捜査を継続しており、同女に対し長期在留不許可の判断を下した。同女については、2018年及び2019年にも同様の処分が下されたものの、2019年9月にマゾヴィエツキエ県行政裁判所で同処分を不適

当とする決定が下されている。

公安庁長官の交代【22日】

当地の情報機関を統括する特務機関調整委員会の決定に基づき、ポゴノフスキ公安庁(ABW)長官の退任に向けた手続きが開始された。新たなABW長官には、ヴァツワヴェクABW副長官が就任する。ポゴノフスキ長官と同様、ヴァツワヴェク新長官もカミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣と緊密な関係にあり、経済犯罪対策に長く従事し、ABWでは戦略危機管理部長を務めたほか、反汚職庁(CBA)、最高監査院(NIK)での勤務経験もある。

アフガニスタン人不法移民の摘発【22日】

18日、国境警備隊及び警察は、ルベルスキエ県ヴォスクシャニツェ・ドゥゼでマケドニアから果物を運ぶロシアナンバーのトラックに密航して密入国したアフガニスタン人5人を拘束した。5人は、バルカンルートと呼ばれる移民密入国ルートを使用しており、マケドニアからフランスもしくは英国への密航を計画していたと供述している。

経 済

経済政策

「公正な移行メカニズム」に関するモラヴィエツキ首相発言【16日】

16日、V4首脳会合出席のためプラハを訪問中のモラヴィエツキ首相は、14日に欧州委員会が発表した「公正な移行メカニズム(Just Transition Mechanism)」の下での資金配分案について、エネルギー転換に関するポーランドの立場への「理解」を示しており、良い内容となっていると述べた。同首相は、公正な移行基金(Just Transition Fund)の配分案はポーランドにとって非常に好ましいものであり、欧州のパートナー国は、ポーランドの気候中立に向けた道のりはより長く険しいものであり、より多くの時間と資金を必要としていることを理解していると発言。報道によると、ポーランドは公正な移行メカニズムの4分の1以上の配分を得られる見込みであるという。モラヴィエツキ首相は、記者か

らの本件解決策に満足しているかとの質問に対し、本件は良い開始地点となったが、人々は常にできる限り大きな成果を得ようとするものであるとし、ポーランドは可能な限り多くの資金を得られるよう交渉予定であるとした。

気候とエネルギーのバランスに関するドゥダ大統領発言【21日】

21日、世界経済フォーラム(ダボス会議)に出席中のドゥダ大統領は、記者会見において、気候の保護は非常に重要であり、ポーランドは本件に引き続き取り組むとしつつ、同取組はポーランド経済の安定を維持しつつ実施される必要があるとした。また、化石燃料からの脱却は費用がかかるため、長期間をかけて取り組むべきと強調した。

マクロ経済動向・統計

12月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた12月のコア・インフレ率は対前年同月比3.1%増、対前月比0.6%となった。

滞在許可証発給状況【16日】

外国人局によると、2019年に有効な滞在許可

証を保有する外国人数は前年から5万人増加し、約42.3万人となった。その大多数をウクライナ人(21万4,700人)が占め、ベラルーシ人(2万5,600人)、ドイツ人(2万1,300人)、ロシア人(1万2,500人)、ベトナム人(1万2,100人)と続いているという。このうち、大半の外国人が最長3年までの一時滞在許可証を取得している(24万1,60

50万人以上のポーランド人がEU離脱後も英国居住を希望【16日】

英国内務省によると、50万人以上のポーランド人がEU離脱後も引き続き同国に居住するべくEU

Settlement Schemeへの申請を行っているという。2019年末時点で、280万人のEU市民が同申請を提出しており、うち250万人が既にステータスを取得済であるという。申請者の19%がポーランド人で、最大人口を占めている。統計によると、現在90万人超のポーランド人が英国に居住している。

ポーランド産業動向

新中央空港関連動向【17日】

欧州委員会は、フランス・ポーランドの高速列車システムの設計・建設に関するプロジェクトに財政支援を行う。フランス国鉄SNCFが、新中央空港(CPK)建設に際し、高速列車システムの技術基準等について支援する。事業期間は1.5年で、欧州委員会から210万～300万ズロチの支援がなされる見込み。

国有企業の監督省庁及び担当に関する動向【17日】

与党「法と正義」(PiS)は、国営企業の監督省庁及び同担当に関する法案を下院に提出した。①クルティカ気候大臣は、気候政策(大気汚染保護、消費管理、環境技術、エネルギー転換)、省エネルギー、再生可能エネルギー(洋上風力等)、原子力エネルギー庁(PAA)、国家環境保護・水管理基金(NFOsiGW)を担当、②サンシ副首相兼国有財産大臣は全ての資源・エネルギー企業、CPK、PZU、ポーランド郵便を担当、③ソボン国有財産副大臣はPKO銀行、ワルシャワ証券取引所、経済特区(SEZ)を担当、④コヴァルスキ同副大臣は、交通輸送企業(PKP、PKS)を担当、⑤マレツキ同副大臣は、KGHM、LOT、ポーランド防衛ホールディング、PZU等を担当、⑥ガベンダ副大臣は石炭企業(JSW、PGG等)、エネルギー研究所を担当、⑦ドンブロフスキ副大臣は、原子力(NCBJ等)の担当を予定している。

2019年の海外直接投資【20日】

投資・貿易庁(PAIH)によると、同庁が支援した2019年の外国投資完了案件は56件、総額29億ユーロに上った。うち約半数が追加投資案件で、トヨタ、プジョー等によるものであった。また、主要な投資部門はeモビリティ(21億ユーロ)、自動車(約3.3億ユーロ)、家電製品(1.8億ユーロ)、主要投資国は米国(12案件)、ドイツ(6件)、韓国(5件)、日本(5件)であったが、投資額では韓国が18.1億ズロチに上った。

日本企業の進出に係る動向【21日】

東芝の空調子会社東芝キャリアは、ポーランド

南西部グニエズノに業務用空調や家庭用給油機器の製造・供給拠点として欧州初となる新工場を設立し、2020年中に稼働を目指す(総投資額約1億ズロチ)。ポーランド貿易・投資庁(PAIH)が本投資誘致を支援しており、ポーランド投資地域プログラム(PSI)による減税対象となる。久保・東芝キャリア社長は、ポーランドへの投資は同社のグローバル戦略の一部であると述べた。

デジタル課税に関する動向【21日】

コシチンスキ財務大臣は、税金は普遍的や不公平なものでなく、企業毎に検討・交渉すべきとして、米国 Airbnb 社のポーランドでの収入に課税する意向を示した。国際的に事業展開するデジタル企業に対する課税については、OECDにおいて議論が行われているが、いまだ結論が出ていない。

華為技術の動向【22日】

華為技術(Huawei)消費者ビジネスグループ・ポーランドのチャン社長は、ポーランドは最も魅力的な市場の1つで、最初に新機器を発表する国の1つとなると述べた。同氏は、2020年にポーランドに新たな会社を立ち上げることを予定している。

鉄道投資関連動向【22日】

Plus Biznes daily は、ワルシャワ、ウッジ、ポズナン、ヴロツワフと新中央空港(CPK)の接続にかかる経費が270億ズロチに達する見込みと報じた。同接続の設計に関する第一回入札が2021年に行われる見込みで、10年以内に450kmの路線が整備される見込みポーランド国鉄(PKP PLK)は、EUからの財政的支援等を踏まえ、最大400億ズロチ相当の事業を検討している。また、同社は、国家鉄道計画に関する事業として、2020年半ばまでに200億ズロチ、2023年末までに550億ズロチ相当の事業を完了させる予定。ポーランド政府内で新中央空港との接続の優先度は高いものの、専門家の間では、資金不足を懸念する声も上がっている。

エネルギー・環境

太陽光発電の増加【16日】

エミレヴィチ開発大臣は、「エネルギー・プラス」事業により、2019年にポーランドの家庭における太陽電池の設置が当初想定の4倍以上の約800MWとなったとし、ポーランドの太陽光発電の成長率は、EU域内第5位と述べた。

3%となった。2018年の再生可能エネルギー源の内訳は、固体バイオ燃料が69.26%、風力が12.4%、液体バイオ燃料は10.2%であった。

原油調達に関する動向【22日】

国営石油企業PKN Orlen社のオバイテク社長は、エネルギー安全保障を強化するため、サウジアラビア国営企業サウジアラムコ社との間で、アラビアンライト原油（中質）の月間給油量を当初の3万トンから4万トンに増加させる関連付属書を締結し契約したと述べた。

再生可能エネルギーのシェアが増加【17日】

中央統計局（GUS）によれば、2014年から2018年にかけて再生可能エネルギーによる発電シェアは12.12%から14.46%に増加し、再生可能エネルギーによる最終エネルギー消費は、14.6

科学技術

バイオプラスチック研究関連動向【21日】

シチェチンの西ポモージェ工科大学（ZUT）においてバイオプラスチックに関する研究が行われており、同大学の研究者は1年以内に分解する材料の作

成を目指している。同研究者は、再生資源のみを利用するバイオプラスチックの作成を目指しており、とうもろこし、藻、バナナ等を用いて研究している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から（1）最終滞在予定国の有効な滞在許可証、（2）ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証（ナショナル・ビザ）、又は（3）同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国（2020年1月現在）：26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

（1）外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

文化行事・大使館関連行事

【予定】映画上映会「密着！熊本城復旧プロジェクト」【1月27日(月) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにおいて、NHKワールドのドキュメンタリー「密着！熊本城復旧プロジェクト」が上映されます(日本語音声、英語字幕)。入場は無料です。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22 584 73 00 , E メール: info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所: Al. Ujazdowskie 51(4階), Warszawa)

【予定】講演会「日本の幽霊」【1月28日(火) 17:30】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ大学日本学科のアンナ・ザレフスカ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

【予定】講演会「宝塚歌劇団」【1月30日(木) 17:00】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ニコラウスコペルニクス大学日本学科のモニカ・レチンスカ＝ルフニェヴィチ教授による講演が開催されます(ポーランド語のみ)。入場は無料です。

参加登録: info-cul@wr.mofa.go.jp

開催場所: 在ポーランド日本国大使館広報文化センター, al. Ujazdowskie 51

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail@wr.mofa.go.jp)